

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを強化することで株主をはじめとするステークホルダーから信頼を獲得し、長期的に企業価値を高めることに努めております。コーポレート・ガバナンスをより一層充実させることを重要な経営課題のひとつと捉え、経営の執行と監督の分離、法規等の遵守、企業倫理の確立を進めております。これにより、経営の透明性を高め、適正な経営の実現を目指しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
太田 明弘	1,435,900	24.43
株式会社ニューウェーブ	1,176,000	20.01
株式会社ナガセ	400,000	6.80
成学社従業員持株会	316,300	5.38
太田 貴美子	174,000	2.96
株式会社さなる	159,000	2.70
学校法人高宮学園	127,000	2.16
永井 博	86,514	1.47
有限会社日本作文指導協会	58,600	0.99
株式会社MM印刷	57,000	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無

太田明弘

親会社の有無

株式会社ニューウェーブ (非上場)

補足説明

当社は、自己株式350,260株(5.96%)を所有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社である株式会社ニューウェーブとは、不動産賃貸借取引を行っております。当該取引においては、既存賃借人および近隣の市場価格等を勘案して通常の取引条件で行われることなどに留意しております。

親会社および支配株主と取引を行う場合は、一般の取引と同様に適切な条件とすることを基本方針とし、取引の内容及び条件の妥当性等について取締役会で審議、その実施を決定し、少数株主の利益を害することのないよう対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうると考えられる特別な事情等はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
平井周	他の会社の出身者										△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平井周		当社が寄付を行っている学校法人此花学院 (現学校法人偕星学園) の出身ですが、取引の規模、性質に照らして、株主並びに投資者の判断に影響を及ぼすおそれなく、社外取締役としての独立性に問題はないと判断しております。	長年にわたり学校法人此花学院 (現学校法人偕星学園) の理事を務め、教育者、学校経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般にわたる助言、監督を期待できることから選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査法人と随時に意見交換を行い、会計監査の報告を受けております。相互に連携することにより、財務報告の信頼性を確保しております。また、監査役は、内部監査室による業務監査の内容を確認し、必要に応じて協同して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上田文雄	税理士													
竹山直彦	弁護士	△												

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田文雄	○	—	・税理士としての専門的な知識と経験を当社の経営に反映することが適切であると判断し選任しております。 ・同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
竹山直彦		過去において当社の使用人でありましたが、就任する10年以上前であり、社外監査役としての独立性に問題はないと判断しております。	・弁護士としての専門的な知識と経験を当社の経営に反映することが適切であると判断し選任しております。

独立役員関係

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

中長期的な視点に基づいた経営を行うため、取締役へのインセンティブ制度は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成29年3月期における取締役に支払った報酬は68,640千円であります。ただし、使用人分給与は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	なし
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役(社外監査役)の職務を補佐する専任スタッフはおりませんが、緊急時の情報伝達等については、必要に応じて経営企画部がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行い、監査役設置会社として適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

(取締役会)

当社は、法令等で定められた事項及び経営における重要事項についての決定・報告を取締役会にて行っております。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(監査役)

当社は、常勤監査役1名に加え、弁護士資格、税理士資格を有する監査役各1名を選任しております。監査役3名は月1回の定例の監査役会を開催し、随時に意見交換を行うとともに取締役会に出席し、取締役の職務執行状況につき監視を行っております。常勤監査役は、社内の重要な会議の出席、書類の閲覧等を通じて業務執行状況の調査を行い、法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等を監査しております。

(会計監査)

仰星監査法人を会計監査人に選任し、会計における適正性を確保しております。また、内部統制の整備・運用・評価についても随時指導・助言を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

独立性の高い社外取締役を含む取締役会での公正な意思決定と監査役会、会計監査人、内部監査室との連携による経営のチェック機能の強化により、法令の遵守と透明性のある経営を実現できると判断し、現在の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期、期末)の決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、プレスリリース、決算情報等の開示を行い、タイムリーディスクロージャーに向け積極的に取り組む方針であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示担当役員が管轄し、経営企画部を担当部署とし、企業内容の適時適切な情報開示に取り組んでまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「経営ポリシー」並びに「教職員心得」において、経営の合理化並びに法令遵守について意識づけを行う。
 - (2) 各部門の使用人は職務分掌による牽制を行い、法令及び定款並びに諸規程に適合した職務執行を行う。
 - (3) 「社員倫理規程」において、適正な財務報告を義務づけるとともに、不正行為が発生した場合は適切に報告するよう定める。
 - (4) 不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を図るため、「内部通報規程」を制定し、当社外に相談窓口を設けるとともに、事案が生じた場合は、調査チームを設置し事実関係を調査する。
 - (5) 社長直属の組織として内部監査室を設置し、会計監査及び業務監査を行う。内部監査室は、業務執行について、法令及び定款並びに諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。
 - (6) 取締役は、重大な法令違反等に関連する事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに、取締役会に遅滞なく報告する。また、社外取締役を選任し、経営全般にわたる管理監督の強化を図る。
 - (7) 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を定期的に開催し、全社的な危機管理体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る各種書類については、法令等に従い適切に保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「財務報告の基本方針」を定め、各部門は適切な財務報告に努める。
 - (2) 内部監査室は、内部監査の結果を取締役に報告する。
 - (3) 内部監査室の監査により、法令及び定款並びに諸規程等の違反その他の事由により損失の危険のある業務の執行が発見された場合は、直ちに被監査部門の長に対してその対策を命じるとともに改善内容を内部統制委員会に報告する。
 - (4) 内部統制委員会は内部監査室から内部統制システムに関する整備、運用状況に関して監査の結果報告を受け、リスクの回避・低減のための改善等を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
 - (2) 執行役員制度を導入し、取締役の職務の効率性を図る。
 - (3) 法令等の判断が必要な場合においては、顧問弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性を図る。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 各子会社を管轄する取締役を取締役会で選任するとともに、関係会社管理規程を制定し、その業務の適正性を確認する。
 - (2) 内部監査室は、子会社についても同様に職務執行状況について適宜監査を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役から独立した使用人を配置する。
7. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役の職務を補助する使用人が、当該業務を行う場合は、監査役の指揮命令に従い、取締役からの指揮命令は受けないものとする。
 - (2) 監査役の職務を補助する使用人に関する人事考課及び人事異動については、監査役の同意を得ることとする。
8. 監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人は、監査役の補助業務に優先して従事することとし、当該使用人の上長及び取締役は、当該業務の遂行に必要な支援を行う。
9. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制
 - (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席する。
 - (2) 監査役は、稟議その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人等に説明を求める。
 - (3) 内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。
10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び使用人等が監査役に報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。
11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行において生ずる費用等は、所定の手続きにより、会社が負担する。
12. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、経営方針の確認や、監査上の重要課題について情報を共有する。
 - (2) 常勤監査役は会計監査人と随時に意見交換を行い、必要に応じて内部監査室と協力して監査を実施することで社内情報を把握する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「反社会的勢力対応マニュアル」において、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく断固として排除し、毅然とした態度で臨むことを定める。
- (2) 事案の発生時には、経営企画部は関連部署と連携し、弁護士、警察等から適宜、指導・アドバイスを受け、迅速かつ適切に対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示にかかる社内体制は、下記のとおりです。

(1) 決定事実に関する情報

重要な決定事実については、取締役会で決定を行っております。取締役会に付議する事項について開示の必要性を経営企画部にて検討し、必要がある場合には、迅速かつ適切に開示を行うよう努めております。さらに、必要に応じて会計監査人による監査、弁護士および税理士等によるアドバイスを受けております。

(2) 発生事実に関する情報

重要な発生事実については、経営企画部および関係部署にて情報収集を行い、経営企画部が情報開示の検討を行っております。重要な発生事実は取締役等に報告するとともに、必要に応じて取締役会決議を経て迅速に情報開示いたします。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、会計監査人による監査を経て取締役会で決議し、経営企画部より速やかに適時開示いたします。

